* 足立区省エネルギー対策基本仕様

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 決　裁 | 課　長 | 係　長 | 係　員 |
|  |  |  |

・　評価は、適合に○。一部性能不足に△。適合しない場合に×。該当しないものに－を記載する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 別表第３－１（第１７条関係）  ・建築物の熱負荷低減のための断熱等の推進 | |  |
| 項　目 | 基本仕様 | 評価 |
| 建築物の熱負荷低減のための断熱等 | ①　屋根断熱材の厚さは、７５ｍｍ以上とする。  ②　外壁断熱材の厚さは、５０ｍｍ以上とする。  ③　開口部には、複層ガラス（low-ε）を設定する。  ④　庇（５０ｃｍ以上）やベランダを設置する。  ⑤　開放できる窓による通風。 | ①：  ②：  ③：  ④：  ⑤： |
| 備　考 | 原則、当仕様により設計するものとする。なお、一部採用が困難な場合でも別表第３－５における区の判断基準を満たせばよい。 | |
| 別表第３－２（第１７条関係）  ・設備システムの省エネルギー・高効率化を推進する | |  |
| 項　目 | 基本仕様 | 評価 |
| 空調設備の高効率な機器や省エネのための制御方式 | ①　空調設備は、空冷式パッケージエアコン（水冷式除く）又はガスヒートポンプエアコン(ＧＨＰ)とする。  ②　全取り入れ外気量の９０％以上に対して、熱交換効率が７０％以上の全熱交換器及びバイパス制御とする。  ③　熱源機器の効率は、全ての空調設備の冷房能力の７０％以上に対して、冷暖房平均ＣＯＰが１．２５以上とする。  ④　高効率冷却塔、高効率ポンプなど高効率設備の採用とともに、自動制御設備や中央監視設備（ＢＥＭＳ）を採用したシステムの最適化を図るよう努める。 | ①：  ②：  ③：  ④： |
| 換気設備(空調以外)の高効率な機器や省エネのための制御方式 | ①　換気用送風機の電動機は、高効率低圧三相かご形誘導電動機を２／３以上とする。  ②　外気導入制御システム（ＣＯ２センサー等）や外気冷房、高効率ファンを採用し高効率化を図るよう努める。 | ①：  ②： |
| 電気設備の高効率な機器や省エネのための制御方式 | ①　光源の種類は、ランプの総合効率が１００ルーメン/ワット以上を採用する。  ②　照明設備の制御は、カード・センサー等による在室検知制御、明るさ検知による自動点滅制御、適正照度制御、タイムスケジュール制御、昼光利用照明制御、ゾーニング制御及び局所制御並びに電力監視装置のうち２種類以上を採用する。  ③　ＬＥＤ誘導灯や共用部分等にＬＥＤ照明を採用する。  ④　トップランナー変圧器を採用する。 | ①：  ②：  ③：  ④： |
| 給湯設備の高効率な機器や省エネのための制御方式 | ①　給湯設備の全ての配管に、管径４０ｍｍ未満の配管は保温厚３０ｍｍ以上、管径４０ｍｍから１２５ｍｍ未満の配管は保温厚４０ｍｍ以上、配管１２５ｍｍ以上の配管は保温厚５０ｍｍ以上及び全てのバルブ・フランジを保温する。  ②　給湯設備の共用部分の洗面所給水栓数の８０％以上に対して、自動給水栓を採用する。  ③　給湯設備の熱源機器の効率が９０％以上とする。 | ①：  ②：  ③： |
| エレベーター設備の高効率な機器や省エネのための制御方式 | ①　昇降機の制御方式は、可変電圧可変周波数制御方式（電力回生制御有り）を採用する。 | ①： |
| 備　考 | 原則、当仕様により設計するものとする。なお、一部採用が困難な場合でも別表第３－６における区の判断基準を満たせばよい。 | |
| 別表第３－３（第１７条関係）  ・自然エネルギーの変換利用を推進する | |  |
|  | |  |
| 項　目 | 基本仕様 | 評価 |
| 自然エネルギーの変換利用 | ①　原則、太陽光発電設備を設置する。  ②　大浴場を整備する施設など、建物用途に応じて、太陽熱利用設備の導入を検討し採用に努める。  ③　３，０００㎡以上の施設は、費用対効果や建物用途に応じて、自然光採光、地中熱利用、クール・ヒートトレンチ、バイオマス利用、雨水利用等の設備を備えた再生可能エネルギーの活用を検討し採用に努める。 | ①：  ②：  ③： |
| 別表第３－４（第１７条関係）  ＺＥＢ化を推進する | |  |
| 項　目 | 基本仕様 | 評価 |
| ＺＥＢ化の推進 | ①　新築、改築等は、原則ＺＥＢ　Ｒｅａｄｙ（延べ面積が10,000㎡以上の建物は、ＺＥＢ　Ｏｒｉｅｎｔｅｄ）以上の認証を目指し検討する。 | ①：  ②： |
| 別表第３－５（第１７条関係）  ・緑化を推進する | |  |
| 項　目 | 基本仕様 | 評価 |
| 緑化の推進 | ①　緑化を推進する。  ②　屋上緑化等の建築物の緑化を推進する。 | ①：  ②： |
|  |  |  |
| 別表第３－６（第１７条関係）  ・土壌汚染対策を適切に実行する。 | |  |
| 項　目 | 基本仕様 | 評価 |
| 土壌汚染対策 | ①　土地の掘削等の敷地の改変を伴う工事の場合には、設計時に必ず土壌汚染対策担当課に「公共用地土壌汚染対応相談・照会」を必ず行う。 | ①： |
| 別表第３－７（第１７条関係）  ・アスベスト対策を適切に実行する。 | |  |
| 項　目 | 基本仕様 | 評価 |
| アスベスト対策 | ①　平成２８年以前の建物は、アスベスト含有建材が使われている恐れがあるため、建築物の石綿含有建材調査者による事前調査を行い、アスベスト対策担当課に調査結果報告、作業実施計画（レベル1、2））等の手続きを厳格に行う。  ②アスベスト調査を行わないと判断したものについても、アスベスト対策担当課に照会を行い確認すること。（レベル1、2、3） | ①：  ②： |
| 別表第３－８（第１７条関係）  ・木造・木質化を促進する。 | |  |
| 項　目 | 基本仕様 | 評価 |
| 木造・木質化 | ①　木造・木質化を検討する。  ②　内装材や家具等の木質化をできる限り実施する。 | ①：  ②： |

別表第３－９（第１８条関係）

■　建築物の熱負荷低減のための断熱等を推進する。

■　設備システムの省エネルギー・高効率化を推進する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価方法 | 区判断基準 | 評価 |
| 環境確保条例に基づく東京都建築物環境計画書制度による評価方法(区分：建築物の熱負荷の低減及び省エネルギーシステム) | 東京都建築物環境配慮指針  別表１における段階３とする |  |

　※ＺＥＢを優先すること。

別表第３－１０（第１８条関係）

■　自然エネルギーの変換利用を推進する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価方法 | | 判断基準 | 評価 |
| 仕様基準 | 全ての建築物に適用する | 太陽光発電設備は、施設の立地条件や用途、費用対効果などを総合的に勘案し、可能な限り設置するものとする。 |  |

別表第３－１１（第１８条関係）

■　ＺＥＢ化を推進する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価方法 | 判断基準 | 評価 |
| ＺＥＢの認証 | ・ＺＥＢの認証を得る。  ・認証が困難な施設は、可能な限り省エネ性能を高める。 |  |

別表第３－１２（第１８条関係）

■　緑化を推進する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価方法 | | .判断基準 | 評価 |
| 仕様基準 | 全ての建築物に適用する | ・「足立区緑の保護育成条例」及び「同施行規則」に基づく緑化基準を遵守し、緑化基準を上回る緑化を推進する。  ・屋上緑化等の建築物の緑化を検討しできる限り実施する。 |  |

別表第３－１３（第１８条関係）

■　土壌汚染対策を適切に実行する

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価方法 | 判断基準 | 評価 |
| 土地の掘削等の敷地の改変を伴う工事に適用し、土地利用履歴等の確認を行う | ・土壌汚染対策担当課に照会するなどして土壌汚染の恐れがないことを確認する。  ・土壌汚染の恐れがあることが判明し、敷地の改変を伴う場合は、法令に従い、詳細調査等を実施し、土地利用に応じた適切な拡散防止対策を講じる。 |  |

別表第３－１４（第１８条関係）

■　アスベスト対策を適切に実行する

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価方法 | 判断基準 | 評価 |
| 解体・改修等工事・設計においてアスベスト含有建材分析調査を行う | ・建築物石綿含有建材調査者による事前調査は、定性分析でアスベスト含有を判断する。（定量分析は行わない。）  ・定性分析でアスベスト含有が判明した場合は、法令に従い飛散防止対策を講じる。 |  |

別表第３－１５（第１８条関係）

■　木造・木質化を促進する

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価方法 | | 判断基準 | 評価 |
| 仕様基準 | すべての建物に適用する | ・内装や家具等に友好都市の魚沼市、山ノ内町、鹿沼市又は東日本大震災の被災地、東京都で育成し生産された木材を利用する。 |  |